

## 一般社団法人日本フライングディスク協会懲罰規程

### 第1条（目的）

この規定は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「本協会」という。）に登録または加盟する団体（登録チーム、都道府県フライングディスク協会等。以下「登録団体等」という。）、及び個人（会員、指導者等チームスタッフ及び役職員その他の関係者。以下「会員等」という。）に対して本協会が科す懲罰およびその運用に関して必要な事項について定める。

### 第2条（適用）

本協会は、登録団体等及び選手等が本協会の定款及びこれらに付随する諸規程（以下「規程等」という。）に違反した場合、もしくはスピリットオブザゲームに反する行為をした場合は、本規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

### 第3条（違反行為）

懲罰の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等に該当する行為
- (2) 競技会等の円滑な運営を妨害する行為
- (3) 補助金、償還金等の不正な受給、使用、不正経理等
- (4) 反社会的勢力と関係を有すること
- (5) 法令や本協会の規程等に違反すること。または本協会の名誉を毀損させる行為
- (6) その他の不適当な行為で会長が懲罰の対象とすることを認めた行為

### 第4条（懲罰の種類）

懲罰の種類は、次のとおりとする。ただし、会員の除名及び役員等の解任については、本協会の定款の定めるところによるものとする。

- (1) 注意
  - (2) 戒告
  - (3) 個人、登録チームの公式大会への出場の一時的停止
  - (4) 除名
  - (5) 役員等の解任
- 2 違反行為を行った者を監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
- 3 処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。
- (1) 違反行為の動機、態様及び結果
  - (2) 故意又は過失の度合い
  - (3) 違反行為を行った者の職責、被害者との関係
  - (4) 違反行為が他の会員や社会に与える影響
  - (5) 過去の違反行為の有無
  - (6) 違反行為の加重要因（動機や態様の悪質性、内外に及ぼす影響、処分歴、行為の加重性）
  - (7) 違反行為の軽減要因（自主的申出、その他情状酌量事由）

#### 第5条（公正の保持）

懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

#### 第6条（刑事裁判等との関係）

処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、本協会は当該行為者を処分することができる。

#### 第7条（損害賠償）

違反者が違反行為によって本協会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。懲罰の処分を受けたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

#### 第8条（懲罰審査会）

本協会の懲罰審査会は、執行理事会をもって充て、懲罰審査会は本規程第4条の規定に基づき、処分の決定を行う。

#### 第9条（処分の通知）

会長は、前条により懲罰の処分を決定したときは、対象者に速やかに通知するとともに、登録団体等及び会員等に周知するための適切な手段を講ずる。

#### 第10条（機密の保持）

懲罰委員会に関与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第11条（雑則）

この規程に定めのない事項は、会長が別に定める。

- 2 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年6月27日から施行する。